

令和7年度観光産業実態調査業務委託 企画提案仕様書

※ 本仕様書は、当該業務委託の企画提案募集にあたり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、千葉県（以下「県」という。）が作成する。

1 業務名

令和7年度観光産業実態調査業務

2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 目的

本県の観光施策立案に必要となる県内の観光関連産業における人材確保やDX推進、インバウンド受入体制等に関する実態把握のため観光関連事業者を対象としたアンケート調査等を実施する。

4 委託業務の内容

以下の（1）から（5）までの記載内容のとおり、県内の観光関連事業者を対象としてアンケート調査等を行い、調査結果を集計・分析する。

【調査概要】

- ア 調査目的 県内観光産業の実態を的確に把握し、人手不足の解消や観光DX、インバウンドの推進に向けて分析を行い、今後の産業基盤の強化に繋がる施策を検討するための基礎資料とする
- イ 調査対象 千葉県内に所在し、観光に関連する事業を営む事業所計5,000事業所程度
- ウ 調査方法 調査票の配布は郵送とし、回収（回答方法）はインターネット調査とする
- エ 調査期間 令和8年2月中旬～下旬
- オ 調査内容
 - ・回答者の属性（業種、事業内容、従業員数、連絡先等）
 - ・人材確保の状況（雇用の状況、定着率、外国人材の受入体制、ニーズ、課題等）
 - ・観光DX関連（生産性向上に関する取組状況、導入の課題、ニーズ等）
 - ・インバウンドの受入体制等（受入意向、取組内容、課題等）

(1) 調査対象の整理

本調査の目的を踏まえ、本アンケート調査の対象とすべき千葉県内に所在する観光に関連する事業を営む事業所について、調査に必要となる情報（運営法人、事業所名、所在地、事業内容等）を収集し、宿泊、飲食、小売、交通などの業種別に分類した調査の母集団名簿を作成する。

母集団名簿の作成に当たっては、契約締結後に県から提供される情報とあわせ、網羅的に情報収集することとし、具体的な県内観光関連事業者情報収集方法及び事業者の業種別の効果的な分類方法については、考え方を含めて企画提案すること。

(2) アンケート調査の実施

(1) で作成した母集団名簿の中から、以下アからオまでの記載のとおりアンケート調査を実施すること。

調査対象数は、調査対象名簿の事業所数が5,000事業所以下となる場合は全数調査とし、上回る場合は5,000事業所を上限として地域（所在地）、規模（従業員数）等のバランスを考慮し、標本調査として実施する。

調査準備及び調査の実施に伴い生ずる業務※や回答結果の集計等は、適宜県に確認の上、受託者が全て行うこととし、回収率は2割以上となることを目標として、回収率が高まるよう創意工夫すること。

アンケート調査の実施に係る具体的な方法や回収率を高めるための創意工夫の内容は、企画提案すること。

※ アンケート調査に伴う調査対象者からの問合せ等は、原則受託者が対応すること。

ア 調査方法・時期

依頼状及び調査票は郵送による送付とし、令和8年2月中旬を目安に発送するものとする。

イ 調査票及び質問項目

調査票は(1)で分類した調査対象の業種別に作成することとし、調査範囲は回答者属性、雇用面の状況・課題、観光DX、インバウンド、その他の観光客受入体制に関する諸課題とする。

調査票及び質問項目は、4【調査概要】オの調査内容毎に、本調査目的を着実に達成し期待される分析結果が得られるよう、県と調整の上、作成すること。

調査票及び質問項目については、契約締結後、県と協議の上で決定するものとするが、現時点で応募者が考える調査票・調査項目の内容について、調査のねらいや取りまとめのイメージとともに企画提案すること。

ウ 調査資材

①往信用封筒

往信用封筒は長3サイズとし、県が提供する封筒を使用すること。
(宛名等は受託者が印刷し、封入を行うこと。なお、通信費については、「5経費」に含まれるものとする。)

②依頼状

A4両面印刷1枚程度とし、WEB回答フォームのURLや二次元コードを記載すること。

③調査票

A4両面印刷で三つ折とすること。

エ 回答方法

アンケートの回答にあたって必要なWEBフォームは、受託者が設置すること。

オ アンケート結果の集計

県内企業からの回答結果は随時集計し、県に報告すること。

回答内容について、記入内容の点検や、自由記述分のデータ入力等を行い、データベース化すること。

また、集計・分類・表やグラフへの加工などを行い、比較検討などの分析を行いやすい状態に整理すること。

(3) 架電等によるアンケート内容のヒアリング

アンケート調査の回答内容（主に自由記述部分）で、より詳細な状況を知る必要があると判断される事業所に対して、架電又はオンラインの方法でヒアリング（アンケート回答内容の聞き取り等）を行うこと。

ヒアリング数は、アンケート調査に回答いただいた事業所のうち100事業所程度を目安として、アンケート回答時に了承の得られた事業所に対して行うこと。想定されるヒアリング内容や方法について、応募者から企画提案することとし、事業所数やヒアリング先等の詳細については、契約締結後、県と協議の上、決定することとする。

ア 調査対象

(2) のアンケート調査の回答のあった事業所から計100事業所程度

イ 調査時期

令和8年3月上旬

ウ 調査目的

自由記述回答の内容など、アンケート調査の回答を基にしたヒアリングを行うことで、より詳細な内容を確認し、最終的にまとめる報告書の内容に反映させる。

エ　その他

調査協力の依頼を含め、調査対象者との連絡調整を行うこと。

(4) 分析及び報告書の作成

受託者は調査の実施によって得られた情報を整理・分析し、1つの報告書としてまとめること。

調査結果の分析・まとめに関する作業については、契約締結後、県担当者と随時協議の上で進めることとするが、想定する分析方法等については、企画提案すること。

また、受託者の知見を發揮し、本調査結果から本県観光産業が抱える課題について整理するとともに、その課題解決に向けて実施すべき事業等の提案を行うこと。

なお、電子媒体を含めた報告書の作成及び編集などに係る諸費用は、全て本委託業務内容に含まれるものとする。

(5) その他の業務全般に関わる業務

①問い合わせ対応

本業務について、観光事業者等から問い合わせがあった際には、迅速かつ丁寧に対応すること。

また、速やかに県に対応内容等を報告すること。

②進捗管理

企画提案書に事業実施スケジュールを記載し、業務の進捗を適切に管理すること。

進捗に遅れが見られる場合は、速やかに県に報告すること。

③定例報告

履行期間中は毎週1回業務の状況等を県に報告すること。

報告の形式は、オンライン・オフラインを問わない。

また、県が求めた場合、速やかに進捗状況等のわかるレポートを作成し、提出すること。

5 経費

本業務の実施（企画提案による業務の実施を含む。）に要するすべての経費は、業務委託料に含まれるものとする。

なお、業務委託料の上限は、4,997,300円（消費税及び地方消費税込み）である。

6 留意事項

- (1) 委託業務の実施に当たっては、県と十分協議し、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により県の承諾を得たときはこの限りでない。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後ににおいても同様とする。
- (4) 委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 本業務に係るすべての成果品に対する著作権を県に無償譲渡すること。ただし、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合等は、事前に県と協議すること。また、成果品に関する著作者人格権を行使しないこと。
- (7) 業務委託料は、業務完了後、県の検査に合格したときに請求できるものとし、県は適法な支払い請求があったときから30日以内に支払うものとする。
- (8) 本仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、県及び受託者は遅滞なく協議を行うものとする。

7 成果品の提出

(1) 提出物

- ・事業実施報告書（A4カラー冊子）1部
(本業務において収集・作成した資料の全てを含むこと。)
- ・事業実施報告書及び本業務において収集・作成した資料を記録した電子媒体1個

(2) 提出期限

令和8年3月31日（火）

(3) 提出先

千葉市中央区市場町1番1号
千葉県商工労働部観光政策課